

福岡県国民健康保険団体連合会案内

1 目的

国民健康保険法第 83 条に基づき、会員である保険者(県、市町村及び国保組合)が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的としています。(本会規約第 1 条)

2 性格

国保連合会は、国及び都道府県知事の指導監督を受ける公法人であり、現在全国の都道府県に設立され、保険者事務の共同処理を中心に国民健康保険に関する業務を行っています。

3 主な事業

国保連合会は、本会規約第 6 条の規定により次の事業を行っています。

- (1) 保険者の事務の共同処理
- (2) 診療報酬の審査及び支払
- (3) 特定健康診査・特定保健指導等に関する事業
- (4) 国民健康保険運営資金の融資
- (5) 保健事業
- (6) 国民健康保険に関する調査及び研究
- (7) 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業その他この会の目的を達成するために必要な事業

4 就業時間及び休日等 (令和 8 年 4 月現在)

服務に関しては、福岡県国民健康保険団体連合会職員服務規程によりますが、改正により変更されることがあります。

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 就業時間 | 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで |
| (2) 休憩時間 | 午後零時 15 分から午後 1 時まで |
| (3) 休日等 | 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 |
| (4) 休暇等 | 年次有給休暇 初年度 15 日、夏季休暇 4 日 等 |

5 給与 (令和 8 年 4 月現在)

給与に関しては、福岡県国民健康保険団体連合会職員給与規程により支給されますが、改正(給与改定等)により変更されることがあります。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 給 料 | 大学卒初任給 232,000 円
短大卒初任給 219,400 円
高校卒初任給 206,700 円 |
| (2) 地域手当 | 有(給料等の 8%) |
| (3) 通勤手当 | 有(本会規程により支給(上限 150,000 円)) |
| (4) 期末・勤勉手当 | 有(初年度 3.0225 月程度、2 年目以降 4.65 月程度)
※令和 8 年 4 月 1 日入会の場合 |
| (5) その他 | 扶養手当、住居手当、時間外勤務手当 等 |

6 定期昇給

年 1 回

7 社会保険、その他

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 加入保険等 | 健康保険、共済組合、雇用保険、労災保険 |
| (2) 福利厚生等 | 健康診断(年 1 回)、福岡県市町村福祉協会加入 |

8 福岡県国保会館所在地等

福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 / 代表電話番号 : 092-642-7800
人事厚生課(直通) : 092-642-7804